

平成18年2月13日

愛知県知事 神田真秋 殿

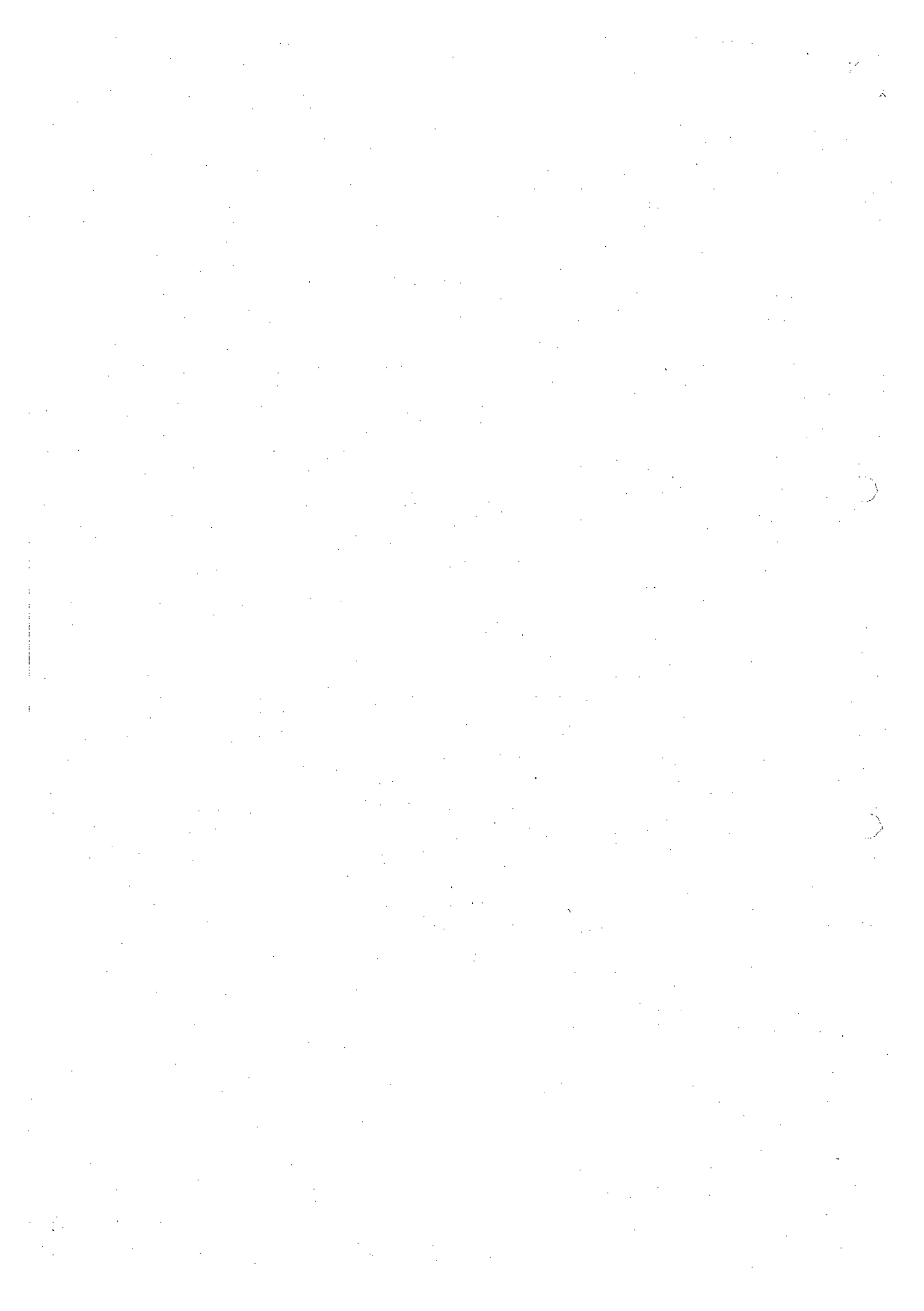
愛知県環境審議会

会長 森 篤 昭



航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめについて (答申)

平成17年9月12日付け17人気第368号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。



航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめについて

平成18年2月13日

愛知県環境審議会騒音振動部会

## はじめに

「航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめについて」は、平成17年9月12日付けで知事から愛知県環境審議会に対し諮問があり、同日付で同審議会会長から騒音振動部会に付託された。

騒音振動部会においては、中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価、開港後の航空機騒音の調査結果、航空機の飛行経路等の運用状況、他空港の類型当てはめの状況などを勘案して審議し、次のとおり結論を得たので報告する。

## 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめについて

### 1 類型当てはめの必要性

航空機騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準であり、かつ、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。

現状において、中部国際空港の航空機騒音調査結果は、陸域で環境基準に示される70WECPNL<sup>\*1</sup>を下回っている（参考1）。しかしながら、今後とも飛行経路周辺市町村における通常的生活環境を保全する必要があること、また、将来的に空港需要の増加が見込まれることから、この地域における航空機騒音の状況を監視することにより、環境基準に適合しているか否かを確認し、必要に応じて対策を講じていくため、環境基準の類型当てはめを行うことが適当である。

※1 WECPNL…音の大きさの感じ方が回数や昼と夜では異なることを考慮し、測定地点における1日の総観測機数に時間帯別重み付けをして算出した評価量。「うるささ指数」とも呼ばれる。

### 2 類型を当てはめる地域の範囲

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の範囲について、環境省は、具体的な指定方法を定めていない。

このため、他の大規模空港や海上空港等の例を見ると、航空機騒音調査結果における70WECPNLのコンター（等高線）の周辺市町村を含めて指定したもの、70WECPNLを超える地域はないが飛行経路に当たる市町村を指定したものなど、各々の地域の実情を考慮した内容となっている。

中部国際空港における類型を当てはめる地域の範囲については、観測航空機<sup>\*2</sup>数から算定した日最大加重合計機数<sup>\*3</sup>が100機未満の場合、環境基準を超過するおそれがないと想定されることから、調査を実施した市町村のうち日最大加重合計機数が100機以上を観測した市町村（常滑市、十四山村、弥富町及び美浜町）の区域（参考2）及び着陸時に航空機が集中するため、航空機騒音の影響をより強く受けると想定されるILS<sup>\*4</sup>進入地点下（参考3）又はそれに近接する町村（飛

島村、弥富町及び南知多町)の区域である6市町村(弥富町は重複)を指定することが適当である。

なお、航空機騒音の環境基準は、県民の通常的生活環境を保全する必要がある地域に設定されるものであることから、空港島全域、河川敷及び工業専用地域は除外する。

※2 観測航空機…騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きくなる航空機

※3 日最大加重合計機数…調査期間中の各日における観測航空機について、午後7時から午後10時までの間の観測航空機数を3倍、午後10時から午前7時までの間の観測航空機数を10倍の重み付けをした1日あたりの合計観測航空機数の最大値

※4 ILS…計器着陸装置

### 3 地域類型の当てはめ

環境庁大気保全局長通知(平成13年1月5日付け環大企第1号)では、地域類型の当てはめに際しては、当該土地利用等の状況を勘案して行うこととし、都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を類型Ⅰ(70WECPNL以下)に当てはめるものとし、その他を類型Ⅱ(75WECPNL以下)に当てはめるものとされている(参考4)。

中部国際空港に関しては、「中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価書」(平成11年6月公告)における騒音予測結果(参考5)及び開港後に実施した現況調査結果(平成17年2月から11月実施)のいずれにおいても陸域で70WECPNLを超える地域はない。

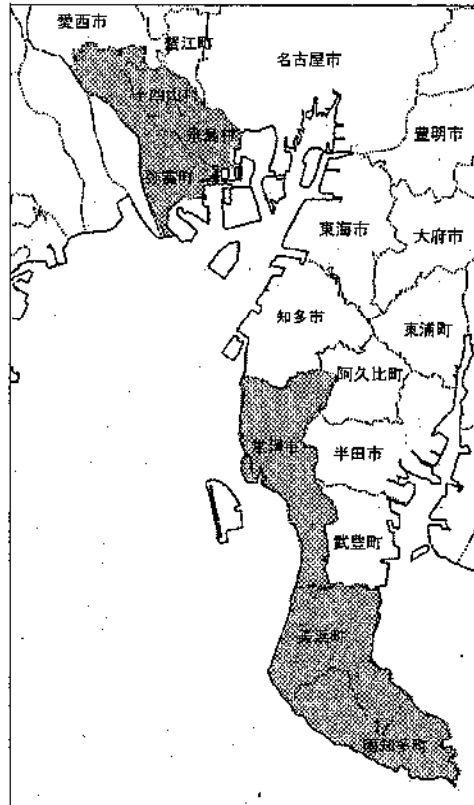
また、財団法人中部空港調査会が作成した「中部新国際空港基本構想」(平成2年5月公表)においては、空港の設置位置や飛行経路などを陸域で航空機騒音が70WECPNLを超えないように設定することとしており、これは中部国際空港に関する地域の共通認識となっている。

こうしたことから、類型Ⅱを当てはめることは適切でないと考えられる。

したがって、環境基準の類型を当てはめる地域全域を類型Ⅰに当てはめることが適当である。

中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域類型及び当該地域類型を当てはめる地域

地域類型	環境基準 (単位 WECPNL)	地域類型を当てはめる地域
I	70以下	常滑市、十四山村、飛島村、弥富町、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島全域、河川敷及び工業専用地域を除く。



#### 4 留意事項

環境基準の類型を当てはめる地域内においては、定期的に航空機騒音の監視を行うとともに、その周辺地域（知多市等）においても必要に応じ航空機騒音の監視に努めることが適当である。